

令和元年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和元年10月24日(木) 午前9時30分～10時00分
- 2 場 所 さいたま市役所別館2階 第4委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委員 宇佐見 香代 会長 佐伯 鋼兵 委員  
新井 通巧 委員 根本 淑枝 委員  
江口 幸治 委員(職務代理) 廣澤 健一 委員  
大澤 愛弓 委員 松本 敏雄 委員  
小風 明 委員
  - (2) 事務局 総務局長 人事部長 職員課長 外5名
  - (3) 議会局 総務部長 総務課長 外1名
- 4 欠席者 山崎 昇一 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について  
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
  - ・ 支給月数について
  - ・ 改定時期について
- 7 議事の経過
  - (1) 会長挨拶
  - (2) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
  - (3) 審議
    - 議題1 審議会資料説明について
    - 議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
  - (4) 答申に向けた意見集約
  - (5) 事務連絡
  - (6) 閉会

## 8 審議内容

### (1) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告

- ・ 令和元年10月17日付けで、市長への意見報告を行った。
- ・ 意見報告書には、各委員の主な意見を掲載した上で、月例給については「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）については「引上げの改定を行うべき」との審議会の結論を報告した。
- ・ 令和元年10月17日付けで、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）」が改めて諮問されたので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

### (2) 審議事項

#### 議題1 審議会資料説明について

##### ① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回 資料>」

##### ② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 市長及び副市長と国の指定職職員とは、職務内容が異なるように思うが、国の指定職職員の給与改定状況を参考に特別給の支給月数を合わせてきた経緯について伺いたい。

⇒ 平成15年の政令指定都市移行に伴い、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等全般について、他の政令指定都市との均衡を考慮した水準及び制度の見直しを行うべきとの機運が高まり、本審議会で審議された結果、それまでの一般職職員に準拠した支給方式を他の政令指定都市の状況や議員及び市長・副市長の職務の特殊性、責任を踏まえ、現行の国の指定職職員に準拠した支給方式に改めたものである。

- ・ 議員報酬について、支給月数を0.10月分増額した場合、歳出がどの程度増額するのか、また市民一人あたりの負担がどの程度増額するのかを伺いたい。

⇒ 市議会議員の支給月数を0.10月引き上げた場合の影響額は約705万5千円の増となる。また、市民一人当たりの負担額は、特別職全体で5.63円の増となる。

#### 議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

配布資料及び事務局の説明を踏まえ、市議会議員及び市長・副市長の期末手当について、引上げ月数及び改定時期をどのようにするべきか、委員の意見を聴取。

**【主な意見】**（欠席委員から事前に聴取した意見を含む）

- ・ 一般職職員及び国の指定職職員の改定状況を勘案し、また、  
昨年答申内容が一部具現化されていないという積み残しの課題を解消するため、引上げ幅は、市長・副市長については0.05月、市議会議員については0.10月とするのが適当と考える。また、改定時期は、本年12月からとするのが適当と考える。

市議会議員の議員報酬等についてはいろいろな考え方があろうかと思うが、ある程度の報酬水準がないと議員活動にも支障をきたし、また、一部の地方公共団体においては、議員のなり手がいないという問題も顕在化しているところである。こうしたことを踏まえると、3.40月への引上げ改定は、市民の納得が得られるものではないかと考えている。

- ・ これまで特別給を国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきた本審議会の経緯を尊重し、年間支給月数が3.40月となるよう、引上げ幅は市長・副市長を0.05月、市議会議員を0.10月とし、改定時期は一般職職員と同様に本年12月からとするのが適当と考える。
- ・ 職務・職責の類似する国の指定職職員の改定後の支給月数に合わせるべく、引上げ幅は、市長・副市長については0.05月、市議会議員については0.10月とするのが適当と考える。また、改定時期は、これまでと同様、一般職職員の給与改定時期に合わせてこととし、本年12月からとするのが適当と考える。

**【その他の意見】**

- ・ 国の指定職職員の改定状況を参考に改定してきた経緯があり、これに代わる改定の尺度を現時点では持ち合わせていないため、引上げ幅は、国の指定職職員の改定月数と同様に、市長・副市長、市議会議員とも0.05月分とするのが適当と考える。また、改定時期は、本年12月からとするのが適当と考える。
- ・ 引き上げ幅は、第1回の審議会において、特別給（期末手当）を引き上げることに對する委員の意見が割れていたこと、また、引き上げることに反対する委員から「市民目線で」という発言があったことなどを考慮し、本日大勢を占める意見とは異なる内容となってしまうが、市長・副市長、市議会議員とも0.025月

とすることを提案したい。また、改定時期は、本年12月からとするのが適当と考える。

(3) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

引上げ幅は市長及び副市長が0.05月分、市議会議員については、0.10月分、改定時期は本年12月からという意見が大勢を占めていた。したがって、市長及び副市長の期末手当については、年間支給月数を0.05月分引き上げて「3.40月」とし、市議会議員の期末手当については、年間支給月数を0.10月分引き上げて「3.40月」とする。改定時期は「令和元年12月1日」とする、という内容で答申書を作成することとしたい。

②【委員の意見】

異議なし。